

水道事業の統合に関する基本協定書

燕市（以下「甲」という。）と弥彦村（以下「乙」という。）は、水道事業の統合に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 この統合は、水道事業の経営基盤の強化を行うことにより、甲と乙の水道利用者に対して、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的とする。

（統合の方法及び経営の主体）

第2条 燕市水道事業、燕市吉田上水道事業、燕市分水上水道事業及び弥彦村上水道事業をそれぞれ廃止し、新たな水道事業（以下「統合水道事業」という。）を創設するものとする。

2 統合水道事業は、甲と乙で組織する燕・弥彦総合事務組合（以下「事務組合」という。）が経営するものとする。

（統合の時期）

第3条 事務組合が、統合水道事業の経営を開始する期日は、平成32年4月1日（西暦2020年4月1日）とする。ただし、国、新潟県等との協議成立が早めに整った場合は、この期日を変更できるものとする。

（水道施設の整備）

第4条 水道施設の整備は、燕市・弥彦村水道事業広域化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき推進するものとする。

（水道料金）

第5条 水道料金は、基本計画に基づく統合浄水場の供用開始時に、燕市の水道料金水準で統一する。

（その他）

第6条 この基本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

この基本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 2月 7日

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市

市長

鈴木 九



乙 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村

村長

小林 豊彦

